

樫原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人の個性が尊重され、多様性を認めあう社会の実現を目指し、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）をはじめとする様々な理由から生きづらさを感じているパートナー同士が、人生を共にし、日常的に協力し合う関係性であることを市長に宣誓するパートナーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、宣誓日において次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が樫原市内（以下「市内」という。）に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 双方に他の一方の者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと（当該関係

が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係になかった場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、檀原市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 檀原市パートナーシップ宣誓に関する確認及び同意書(様式第2号)
- (2) 双方の世帯全員の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類(いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 双方の戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書(外国籍の者にあつては、婚姻要件具備証明書)その他現に婚姻をしていないことを証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項に定める宣誓書は、双方が署名したものでなければならない。ただし、双方又はいずれか一方の署名が困難であると市長が認めるときは、双方の宣誓の意思が確認できた場合に限り、これを代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、この要綱に基づく手続において、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に定めるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 この要綱に基づく手続において、戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼

称であつて、社会生活上日常的に通用しているものをいう。)を使用することができる。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、通称名を日常的に使用している事実が確認できる書類を提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者（以下「提出者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、橿原市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、提出者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、受領証に代えて橿原市パートナーシップ宣誓書受付票（様式第4号。以下「宣誓書受付票」という。）を交付するものとする。

- 3 宣誓書受付票の交付を受けた者（以下「受付者」という。）は、宣誓をした日から起算し3か月以内に本市に転入し、宣誓書受付票に記載された期限までに、当該宣誓書受付票及び市内への転入したことを証する書類とともに受領証の交付を市長に申し出なければならない。この場合において、市長は、受付者が市内に転入したことを確認したときは、受付者に対し、宣誓書受付票を返還させ、受領証を交付するものとする。

- 4 市長は、受付者から前項の規定による申出がなかった場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓書受付票は、その効力を失うものとする。

- 5 市長は、第6条の規定により宣誓書に通称名の記載がなされた場合は、受領証又は宣誓書受付票（以下「受領証等」という。）に表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(宣誓内容の変更等)

第8条 前条第1項又は同条第3項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、橿原市パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に受領証等及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、変更届の提出を受け、受領証等の記載事項を変更したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等を紛失、毀損又は汚損した場合は、橿原市パートナーシッ

プ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、再交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ない場合を除き、橿原市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を市長に提出し、受領証等を返還しなければならない。

- （1）宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- （2）宣誓者の一方又は双方が死亡したとき。
- （3）第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- （4）受領証等の返還を希望するとき。
- （5）その他市長が返還すべき理由があると認めたとき。

（宣誓の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- （1）パートナーシップを形成する意思がないとき。
- （2）宣誓の内容に虚偽があつたとき。
- （3）その他不正な手段により受領証等の交付を受けたこと又は受領証等を不正に使用したことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓（以下「無効宣誓」という。）に係る受領証等の宣誓番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

- 3 市長は、無効宣誓をした者に対し、受領証等の返還を命じることができる。

（自治体間での連携）

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に加入している自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、連携自治体から市内へ転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、パートナーシップ宣誓等継続届（様

式第8号。以下「継続届」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出すること
とで、受領証等の交付を受けることができる。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証明書

(2) 双方の世帯全員の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、
3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
(いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 市長は、前項の規定による書類の提出があつた場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定により継続届を提出するものについて準用する。この場合において、第4条第3項中「宣誓書」とあるのは、「継続届」と読み替えるものとする。

(情報の管理)

第13条 宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年檀原市条例第29号）に基づき適切に取り扱う。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

橿原市パートナーシップ宣誓書

（宛先）橿原市長

私たちは、橿原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーと宣誓します。

年 月 日

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
受領証の記載 (希望するものに○)	通称名 / 戸籍名 / 併記	通称名 / 戸籍名 / 併記
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
連絡先 (電話 FAX mail)		

〔転入予定者のみ記載（第 3 条第 2 号イ・ウ関係）〕(転入予定日) 年 月 日

署名欄： /

〔署名代筆の場合のみ記載（第 4 条第 3 項関係）〕

〔代筆者〕(住所)

(氏名)

行政記載欄

確認者：	確認方法：
------	-------

様式第2号（第4条関係）

榎原市パートナーシップ宣誓に関する確認及び同意書

（宛先）榎原市長

私たちは、榎原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づく「パートナーシップ宣誓」をするにあたって、以下の確認事項に記載される内容が、事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を順守します。

また、宣誓にかかる現状確認のため、榎原市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、公簿等により参照することに同意します。

____年 ____月 ____日

氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		

確認事項 ※宣誓日時点（互いに確認した事項に✓を入れてください。）	チェック欄
民法に規定する成年であること。	☐
住所について、次のいずれかに該当すること。 (該当するものに○をつけてください) ア 双方が榎原市に住所を有している。 イ 一方が榎原市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に榎原市へ転入を予定している。 ウ 双方が3か月以内に榎原市への転入を予定している。	☐
現に婚姻をしていないこと。	☐
宣誓する相手以外とパートナーシップ等の関係にないこと。	☐
双方が近親者（養子縁組を除く）でないこと。	☐
次の事由のいずれかに該当するときは、受領証を返還すること。 (1) パートナーシップが解消されたとき (2) 一方又は双方が榎原市内から転出したとき (3) その他宣誓要件に該当しなくなったとき。	☐

様式第3号（第7条関係）

（表面）

檜原市パートナーシップ宣誓書受領証	
檜原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓をされたことを証します。	
様（ 年 月 日生）	
様（ 年 月 日生）	
宣誓日：	年 月 日
宣誓番号：	檜原市長

（裏面）

この受領証の提示を受けられた方へ この受領証は、檜原市として、お二人が互いを人生のパートナーとして日常的に協力し合う関係（パートナーシップ）にあることを宣誓されたことを証明するものです。 この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

様式第4号（第7条関係）

檀原市パートナーシップ宣誓書受付票

様

様

次のとおり、檀原市パートナー宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	
宣誓番号	
受付印	

有効期限： 受付日 ～ 年 月 日

※上記有効期限までに檀原市に転入し、それを証する書類を提出されない場合は、宣誓要件を欠くものとして、宣誓が無効となります。

様式第5号（第8条関係）

橿原市パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届

（宛先）橿原市長

橿原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき行った宣誓について、内容の変更がありましたので下記のとおり届け出ます。

		年 月 日
宣誓番号		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		

変更前（変更した箇所のみご記載ください。）

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
受領証の記載	通称名 / 戸籍名 / 併記	通称名 / 戸籍名 / 併記
住所		
連絡先 (電話 FAX mail)		

変更後（変更した箇所のみご記載ください。）

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
受領証の記載	通称名 / 戸籍名 / 併記	通称名 / 戸籍名 / 併記
住所		
連絡先 (電話 FAX mail)		

行政記載欄

確認者：	確認方法：
------	-------

様式第6号（第9条関係）

檜原市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(宛先) 檜原市長

檜原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により受領証等の再交付を申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) 汚損
- (4) その他 ()

年 月 日

宣誓番号		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		

行政記載欄

確認者：	確認方法：
------	-------

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

檜原市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）檜原市長

檜原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 1 0 条の規定により、受領証等を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップの関係が解消
- (2) 死亡
- (3) 市外への転出
- (4) 受領証等の返還を希望するとき
- (5) その他（ ）

年 月 日

宣誓番号		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		

行政記載欄

確認者：	確認方法：
------	-------

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

パートナーシップ宣誓等継続届

（宛先） 榎原市長

榎原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 12 条第 2 項の規定により、パートナーシップ宣誓の継続を届け出ます。併せて、この届に記載した事項について、転出元自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		
受領証の記載 (希望するものに○)	通称名 / 戸籍名 / 併記	通称名 / 戸籍名 / 併記
転出元住所		
転入先住所		
連絡先 (電話 FAX mail)		

〔転入予定者のみ記載〕 (転入予定日) 年 月 日

署名欄： /

〔署名代筆の場合のみ記載〕

〔代筆者〕 (住所)

(氏名)

行政記載欄

確認者：	確認方法：
------	-------